

税金タイムス

発行 公益社団法人 厚木法人会
厚木市栄町二丁目16番15号

あなたの税金は こんなところにいきってる

厚木市文化会館

〈厚木市文化会館が2025年1月にリニューアルオープン〉

厚木市文化会館は神奈川県の小田急線の本厚木駅から徒歩で13分ほどのところにあります。丹沢山系を背に緑に囲まれた煉瓦造りの建物で、〈県央のコア文化の殿堂〉と呼ばれ市民や周辺地域の文化活動の拠点として広く利用されています。

本施設は1978年(昭和53年)に竣工した施設であり、建物の全般的な老朽化や安全性に対応するための改修を適宜おこなってきましたが、2011年の東日本大震災を受けた建築基準法の改正に適合するた



め、2023年(令和5年)10月より大規模改修をおこないました。改修コンセプトとしては、①安全・安心な施設づくり②便利で快適な施設づくり③環境共生であり、具体的には次のとおりになります。

- ・大小ホールの特定天井耐震化
- ・既存ホールの良好な音響性能を継承すべく、極力ホール内壁・天井の既存を残す
- ・バリアフリー対応を拡充(アプローチ部や階段に点字ブロック設置・玄関ロビー受付にローカウンター設置・階段手摺への点字表示設置)
- ・防水・漏水への対応や外壁レンガタイル補修
- ・女性トイレの増設やファミリートイレの新設
- ・難聴者支援設備の導入(ループコイル方式の難聴者支援設備導入・可搬型の難聴者支援設備(FM方式)導入)
- ・ヒメアマツバメとの共生

本施設には神奈川県レッドデータ「減少種」のヒメアマツバメが営巣しています。営巣地自体が日本で三十数か所しかなく、周辺で見ることができるとは本施設のみです。ヒメアマツバメとの共生を図るため、ヒメアマツバメに配慮しながら工事を進めました。また、観察カメラ・モニターを設置し、4階つづぎスペースで見守ることができるようにし、今後観察イベントを実施する予定です。市民

への環境学習の場や教材の提供をおこなうことで、厚木市が目指す「環境に優しく、自然と共生するまち」を実現していきます。



他にも大小ホールの舞台設備は、機器の耐用年数を踏まえた安全性、技術的進歩に応じた現代性、時代の要請の高度化や演出の多様化等に対する将来性を考慮し改修をおこなっています。また、建物設備は、省エネルギー化、イベント等に対応できる南東外壁を照らすライトアップ照明の設置及び情報発信のためデジタルサインージを新設しています。

このように私たちが納めている税金は、市民の文化活動の拠点として広く利用される施設にもいかされています。

地域に密着した法人会活動

◆第19回地域ふれあい講演会

毎年、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨年10月23日には、俳優/氣象予報士の石原良純氏を招き「どうなるの？近年の異常気象！〜集中豪雨・竜巻・大雪〜」をテーマにオンライン配信併用による講演会を開催しました。ユーモア溢れるテンポの良い話で大変好評でした。



◆租税教室の開催支援

女性部会と青年部会は、租税教育活動の一環として、厚木税務署と協力し、管内の小中学校(厚木・愛川・清川)の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さについての意識と理解を高める活動を行っています。



◆税の絵はがきコンクール

女性部会は、子どもたちに税の大切さや税の果たす役割など、理解と



関心を深めてもらうため、管内の小中学生を対象に税に関する絵はがきコンクールを実施しています。税金で造られている建物・施設、税金で行われる仕事などの税の絵はがきを募集し、今回も多くの作品が集まりました。



◆租税教育用下敷の寄贈

源泉部会は、納税意識の向上のため、管内の小学6年生を対象に、租税教育用の下敷(約2600枚)を寄贈しています。税金の役割りや使われ方などが記載された下敷きで、先生や児童たちから大変喜ばれています。



ふるさと納税



●何のために作られたの？

多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」そんな問題提起から始

まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

●ふるさと納税って何？

「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2千円を除いた全額が控除の対象となります。

(※全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に依りて一定の上限がありますので、ご確認ください。)

●ふるさと納税をする自治体はどうやって選ぶの？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され

ました。自分の生まれ故郷に限らず、ふるさと納税を行う必要はありません。ふるさと納税を行う必要がなかった給与所得者等については、ふるさと納税を行う際にあらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が、平成27年の4月から始まりました。ただし、適用を受けられるのは、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限られます。

●ふるさと納税の手続はどうすればいいの？

実際にふるさと納税を行う際の手続については自治体によって異なりますので、ふるさと納税先として選んだ自治体のホームページ等で確認いただくか、直接各自治体にお問い合わせください。

●確定申告が必要なの？

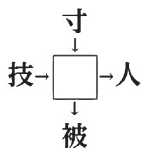
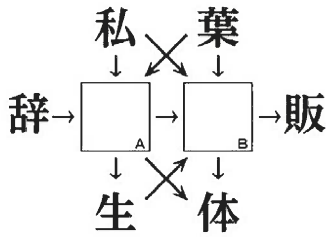
ふるさと納税を行い、所得税・住

民税から控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。なお、本来確定申告を行う必要がなかった給与所得者等については、ふるさと納税を行う際にあらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が、平成27年の4月から始まりました。ただし、適用を受けられるのは、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限られます。

●パズル・熟語づくり●

【作者紹介】株式会社ニコロ

※矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。(答えは同ページ最下部にあります)



<例題>
矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう。

【答え】法



▲地方税の納付手帳はこちらから



作成コーナー



令和5年分の確定申告をした方のうち、3人に2人がe-Taxで申告しています!

地方税のお支払いが簡単・便利になりました!
納付書に「eマーク」があれば、地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリが利用できます。



▲国税の納付手帳はこちらから



わたしたちは電子納税を推進しています
国税のダイレクト納付(e-Tax)による口座振替がますます便利になりました!
申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付をあらかじめ設定することができます。

厚木税務署からのお知らせ

令和6年分の確定申告はスマホとマイナンバー連携でさらに便利に!
マイナンバー連携のメリット

- ・医療費の領収書等の収集や集計が不要
 - ・確定申告書の該当項目へ自動入力作成した確定申告書をe-Taxで送信
 - ・書類の管理や保管が不要
- 確定申告はスマホで簡単に
1 確定申告書作成コーナーにアクセス
2 提出方法「マイナンバーカード方式」を選択し、マイナンバーカードをスマホで読み取り
3 画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力
4 e-Taxで送信

厚木税務署「申告書作成会場」

申告書作成会場では、原則、スマホとマイナンバーカードによる申告となります。

開設 2月17日(月)～3月17日(月) ※土、日及び祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開場します。

受付時間 午前8時30分～午後4時 ※相談は、午前9時～午後5時
持ち物 ①スマートフォン、②マイナンバーカード、③マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード(利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書)、④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

市町村からのお知らせ

市町村民税・県民税の申告期限は3月17日までとなりますので、お早めの申告をお願いします。

◆厚木市役所からのお知らせ
市民税・県民税申告書の受付は2月3日(月)から始まります。申告が必要の方は、3月17日(月)までに必要書類を添付して、郵送又は市民税課(本庁舎2階5番窓口)に持参されるか、インターネットで申告書を作成・送信(詳しくは市ホームページをご確認ください。)して申告してください。

◆愛川町役場からのお知らせ

確定申告相談会の詳しい日程、会場などは1月及び2月発行の広報紙や町ホームページをご覧ください。

◆地方税統一QRコードを利用した納税
納付書の表面に地方税統一QRコード(eLQR)が印字してある場合は、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」を利用したキャッシュレス決済(クレジットカードやスマートフォン決済アプリ)が可能です。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

◆清川村役場からのお知らせ
2月17日(月)から3月17日(月)まで(土・日・祝日等を除く)の間は、

●ふるさと納税クイズ●

寄附をした全国の自治体から嬉しい返礼品が貰える「ふるさと納税」。
ふるさと納税で貰える返礼品は主に地域の特産品など、美味しい海の幸や果物やお米といった農作物からお肉や電化製品まであります!中には温泉旅行や乗馬など、アクティビティが返礼品として選べるものも...
そんなふるさと納税に関するクイズです。



- ふるさと納税は何のためにある?
- ① 都会に出て働いている人が故郷に納税できるようにするため
 - ② 地方の特産品の廃棄を減らすため
 - ③ 返礼品で国民に還元するため

【応募方法】

ハガキに答えと氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月15日までに左記の応募先(厚木法人会)へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈いたします。

●税の標語を募集中●

簡易な確定申告(給与・年金所得など簡易な申告のみ)の受付・相談も併せて行います。
問合せ先 清川村役場税務住民課税務係 電話(2880) 3859(直通)
【村税の口座振替の利用について】
「村税などの納付は、便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは、村指定の金融機関で簡単にできます。
問合せ先 清川村役場税務住民課金取納係 電話(2880) 3859(直通)

当会では、税について理解を深めていただくため「税の標語」を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょうか。入賞者には記念品を贈呈いたします。是非ご応募ください。

【応募方法】
作品(一人一点に、氏名年齢、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはFAX、またはメール・QRコードで3月末日までに下記の応募先(厚木法人会)



税の標語 申込QRコード

【応募先】
〒243-0017
厚木市栄町 1-16-15
(厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会
TEL 046-221-1055
FAX 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp

なお、本紙の配付につきましては、各自治会組織等のみならず、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。